



児童クラブのご案内とお願い



■ 児童クラブとは

児童クラブは、学校の放課後や休業日に、保護者が就労等で日中家庭にいない児童に対し、遊びや生活の場を提供し、児童の健全育成を図るために設置された施設です。

学校下校後、自由遊びや自主学習などを行います。学校や塾とは違うので、学習指導などの特別な指導はしていません。学校の体育館やグラウンドなどで体を動かす遊びも行います。おやつのある時間もあります。

放課後をいきいきと過ごせるように、各児童クラブの独自性・地域性を活かしながら、保護者会と協力して、お誕生日会や季節に合わせた行事なども行っています。

■ 入会対象児童

- (1) 新発田市に住所を有し、保護者が就労等で日中不在である、小学校1年生から6年生までの児童。
- (2) その他健全育成上指導を要する児童。



■ 開所日及び時間

開所日	学校授業日 (授業のある日)	午後2時*から午後6時30分まで ※下校時間が早まる場合は、その時間に合わせて開所
	学校休業日 (土曜日、行事代休日、長期休み)	午前7時30分から午後6時30分まで
閉所日	日曜日、祝日、お盆(8月13日～15日)、年末年始(12月29日～1月3日)	

■ 費用負担について

(1) 児童クラブ利用料

利用料は、無料です。

(2) 保護者会費等

児童クラブ保険料、おやつ代・保護者会運営経費等の保護者会費が毎月必要です。

※金額は、各児童クラブによって異なります。金額、おやつの有無・内容等は、春の保護者会総会で協議し、決定しています。保護者会費の管理は保護者会が行っています。

■ 入会申し込みについて

(1) 申し込み方法

入会を希望する児童クラブに、(2)の提出書類を提出してください。

※初めて申し込む場合は、申請の際、入会する児童と一緒においでください。簡単な面談を行います。

(2) 提出書類

① 児童クラブ入会許可申請書 (児童1人につき1枚提出)

※入会クラブの欄については、御免町小学校(新3～6年生)、住吉小学校、東豊小学校、猿橋小学校の方は第2希望まで、御免町小学校(新2年生)の方は第3希望まで記入してください。申込みの状況により、児童センターで調整を図り、第2・第3希望の児童クラブに入会許可となる場合があります。

② 就労証明書 または 申立書

・就労証明書・・・会社等にお勤めの方

・申立書・・・・・・自営業、農業、内職の方、介護や障がいなどで保育が困難な方 など

※保護者・60歳未満の同居の祖父母は、「就労証明書」または「申立書」の提出が必要です。

就労証明書が間に合わない場合は、児童クラブにご相談ください。

※兄弟姉妹で入会する場合は、1人は原本、兄弟姉妹の分はコピーを提出してください。

(3) 提出期限

入会希望日の7日前までに提出してください。ただし、長期休業中(夏休み等)のみ入会したい場合は、入会希望日の1か月前までに提出をお願いします。

(4) 入会の決定

入会申請書の内容を審査し、入会対象に該当する場合は「入会許可書」を交付します。

■ 持ち物

○昼食・・・学校給食がない日は、お弁当と飲み物を持たせてください。

こんにゃくゼリーは持ってくるできません。

○着替え・・・着替え袋に着替えと汚れ物を入れるためのビニール袋を入れてください。

また、季節ごとに入れ替えをお願いします。

○学習用具、遊び道具、ハンカチ、ティッシュ など

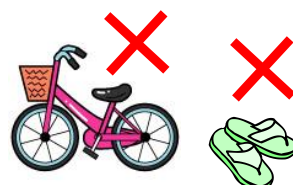
※持ち物には、必ず記名をお願いします。

※持ち物は児童クラブによって異なりますので、詳しくは利用するクラブへお問合せください。

■ 禁止事項

(1) 事故防止のため、児童クラブへ自転車での来所は禁止しています。

(2) ケガ防止のため、児童のサンダルでの来所は禁止しています。



■ 児童クラブ利用にあたってのお願い

(1) 児童クラブ利用時の健康確認について

- 学校休業日に利用するときは、来所前にご家庭で体温を測って来てください。37.5℃以上の発熱、かぜの症状がある場合は、利用を控えてください。
- 児童クラブ利用中に具合が悪くなったときなど、状況に応じて迎えに来ていただく場合があります。
- 感染症の流行などによる学級・学年・学校閉鎖の際は、児童クラブ内での蔓延防止のため、本人に症状がみられない場合でも、該当する学級・学年・学校の児童は、児童クラブを利用できません。



(2) 欠席連絡について

- 児童クラブを欠席する場合は、必ず保護者の方から児童クラブへ連絡をお願いします。連絡がなく欠席した場合は、保護者の方に確認の連絡をさせていただきます。

(3) 児童クラブの送迎について

- 平日のお迎え、学校休業日の送迎は、児童の安全確保のため、原則、保護者の方がクラブ室までお越しください。児童1人での帰宅はできません。児童クラブ開設時間内のお迎えが難しい場合は、ファミリーサポートセンター（☎24-1937）の利用もご検討ください。

(4) 塾・おけいこごとについて

- クラブから、塾・おけいこごとに通う場合は、「通塾届」の提出が必要です。届出用紙は児童クラブにありますので、必要事項を記入し、児童クラブへ提出してください。
- 児童が塾等へ通うにあたっては、保護者の責任のもとでお願いします。
- 多くの児童がいるクラブでは、塾への送り出しの保障はできません。お子さまに、塾等の曜日、時間を教えておいてください。

(5) その他

- 住所、電話番号、緊急連絡先等が変更になった場合は、必ず連絡をお願いします。勤務先が変更となった場合は、新しい勤務先の「就労証明書」の提出が必要です。
- 入会理由が保護者の就労の場合、保護者が就労不在でない（ご家庭にいる）ときは利用できません。特別な事情がある場合は、事前に児童クラブへご相談ください。

■ 退会について

長期間（概ね1か月以上）利用しない場合は、「退会届出書」の提出が必要です。退会届出書の提出がない場合は、利用がなくても保護者会費を徴収することがあります。届出用紙は児童クラブにありますので、必要事項を記入し児童クラブへ提出してください。

他の児童への加害行為が繰り返される場合や、集団生活が困難な場合は、退会を検討いただくこともあります。

■ 特別な支援が必要な児童について

「放課後等デイサービス」との併用もできます。新発田市内では、特別支援学級に在籍する児童などを、学校の放課後や長期休みにお預かりする福祉サービス「放課後等デイサービス」があります。「放課後等デイサービス」の詳細については、市社会福祉課障がい福祉係（☎28-9251）へお問い合わせください。

児童クラブ一覧

対象の小学校	児童クラブ名	所在地・電話番号	備考
住吉小学校	住吉児童クラブ	住吉町 5-4-25 (住吉ミニシティ内) 電話・FAX: 24-5398	
	住吉第2児童クラブ	住吉町 5-4-25 (住吉ミニシティ敷地内) 電話・FAX: 22-3860	
東豊小学校	東豊児童クラブ	東新町 4-10-34 (東豊小学校敷地内) 電話・FAX: 22-2376	
	東豊第2児童クラブ	東新町 4-10-34 (東豊小学校敷地内) 電話・FAX: 22-5152	
二葉小学校	こうぬま児童クラブ	緑町 2-6-36 (育成町敷地内) 電話: 24-5783	
外ヶ輪小学校	外ヶ輪児童クラブ	中央町 5-8-9 (外ヶ輪小学校内) 電話・FAX: 22-3310	
東小学校	五十公野児童クラブ	五十公野 4930-1 (五十公野ミニシティ内) 電話・FAX: 26-8311	
猿橋小学校	猿橋児童クラブ	中曽根町 3-8-29 (猿橋小学校敷地内1階) 電話・FAX: 22-3314	
	猿橋第2児童クラブ	中曽根町 3-8-29 (猿橋小学校敷地内2階) 電話・FAX: 22-5353	
御免町小学校	御免町児童クラブ (2年生以上が利用)	大栄町 4-5-6 (御免町小学校敷地内) 電話・FAX: 26-0473	
	御免町第2児童クラブ (2年生以上が利用)	大栄町 4-5-33 (御免町小学校内) 電話・FAX: 22-3666	土曜日は、御免町 第2児童クラブで 開設しています。
	御免町第3児童クラブ (1・2年生のみ利用)	大栄町 4-5-17 (御免町幼稚園内)※ 電話・FAX: 22-4811 ※令和8年度は御免町小学校 コンピュータールームに移転予定	
佐々木小学校	佐々木児童クラブ	則清 956-1 (佐々木ミニシティ内) 電話・FAX: 27-1939	
七葉小学校	七葉児童クラブ	黒岩 722 (七葉小学校前) 電話・FAX: 29-2241	
紫雲寺小学校	紫雲寺児童クラブ	稻荷岡 2371 (紫雲寺地区公民館内) 電話・FAX: 41-3114	
加治川小学校	加治川児童クラブ	上今泉 366-1 (加治川小学校敷地内) 電話・FAX: 39-6016	
豊浦小学校	豊浦児童クラブ	大伝 465-2 (豊浦小学校内) 電話・FAX: 22-2411 携帯電話: 070-4804-9198	
川東小学校	川東児童クラブ	下羽津 1938 (川東小学校内) 電話・FAX: 25-3939	

- ・児童クラブ開設時間外の連絡については、留守番電話またはFAXをご利用ください。
- ・こうぬま児童クラブはFAXがありませんので、留守番電話のみの対応となります。

